

事業名	下水道諸費		
細事業名	流域下水道普及活動推進事業費補助金	財務コード	144602
担当部課室	県土整備 部 都市計画 課 下水道室 計画管理担当 (内線)		7556

事業の概要

実施期間	始期 S51 年度 ~ 終期 年度		
実施主体	補助(各流域下水道推進協議会)		
事業の目的	だれ(何)を対象に 流域下水道関連市町村 流域下水道計画区域の住民	その対象をどのような状態にして 各流域関連市町村間の調整を図り、下水道事業を推進している 下水道の必要性などの理解を深めている	結果、何に結びつけるのか 下水道の普及促進
	<p>事業概要</p> <p>下水道事業推進のため、各流域下水道の構成市町村が組織する各流域下水道推進協議会へ補助金を交付する。 (補助率:定額)</p> <ul style="list-style-type: none"> 富士北麓流域下水道(富士吉田市、忍野村、山中湖村、富士河口湖町)310,000円 峡東流域下水道(甲府市、山梨市、笛吹市、甲州市)310,000円 釜無川流域下水道(韮崎市、南アルプス市、甲斐市、中央市、市川三郷町、富士川町、昭和町)355,000円 桂川流域下水道(富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村)325,000円 <p>補助対象事業</p> <p>業務研究会への助成</p> <p>流域下水道事業推進のため、各流域関連市町村担当者が課題の研究・調整を図る。 下水道普及啓発活動(下水道まつり、街頭PR、個別訪問等) 下水道まつり(県、公社、推進協議会共催)や街頭PRなどにより普及啓発を図る。 下水道まつりは4流域で持ち回り開催(H27峡東流域)</p>		
事業の内容 主にH27年度			
根拠法令等	流域下水道普及活動推進事業費補助金交付要綱		

事業の目標、実施状況等(事業実績及び成果の達成状況)

事業の実施状況と 目標の実現度	26年度	27年度		28年度	29年度	事業目標の考え方	
	実績値	目標値	実績値	見込値	目標値		
活動指標	・業務研究会等 会議開催数 (4流域計)	16回	16回	18回	16回	16回	目標設定の考え方 協議会等の会議開催数及び下水道 まつりの前回参加者数
	・下水道まつり 参加者数	1,390人 (北麓)	1,400人 (峡東)	1,200人 (峡東)	960人 (桂川)	1,410人 (釜無川)	データの出典等
	活動指標達成率 (実績値/目標値)			%			実績データ
成果指標	[上段] 下水道普及率(流域) (処理区域内人口/行政 区域内総人口)	56.1%	56.6%	56.6% (見込値)	57.1%	57.6%	目標設定の考え方 県全体の下水道普及率の目標値と 同様の伸び率で設定
	[下段] 下水道普及率(県全体) (処理区域内人口/行政 区域内総人口)	64.4%	64.9%	64.9% (見込値)	65.5%	66.1%	データの出典等
	成果指標達成率 (実績値/目標値)			%			山梨県生活排水処理施設整備構想 をベースにした推計値
決算額又は予算額 (千円) うち一財額	1,300		1,300	1,300	1,300	1,300	成果指標によらない成果
所要時間(直接分)	6 時間		6 時間	6 時間	6 時間	6 時間	下水道まつり等の普及啓発活動により、 地域住民への下水道に関する理解が深 まり、下水道への接続率(水洗化率)向上 に寄与している。
所要時間(間接分)	400 時間		408 時間	388 時間	380 時間	380 時間	
所要時間計	406 時間		414 時間	394 時間	386 時間	386 時間	
人件費コスト単位:千円 (@2,044円×所要時間)	830		846	805	789	789	

これまでの事業の見直し・改善状況

H21年度までは、普及啓発活動経費とは別に下水道まつり関連用品を購入する経費を補助していたが、H22年度からは普及啓発活動経費の中で対応することとし、補助金を減額した。
H27年度の行政評価(内部評価)において、実施方法の変更として、県と市町村を交え、H28年度中により効果的な普及啓発の手法を検討することとした。

活動量と成果の判断(平成27年度の業績評価)

(1)事業は予定された活動量を上げているか(「活動指標の達成率」等から事業の活動量を判断)		
数値判定	活動量に係る一次評価	活動量に係る一次評価の考え方 数値判定と一次評価が異なる場合等に記載すること
H27年度活動指標の達成率		業務研究会等会議開催数は4流域合計で目標どおり開催されており、下水道まつり参加者数についても、目標である前回開催時の参加者数に対し8割を超える参加があった。以上のことから予定した活動量があると判断できる。
	b	

a: 予定を超えた活動量がある(120%以上) b: 予定どおりの活動量がある(80%以上120%未満) c: 予定したほど活動量がない(40%以上80%未満)
d: 予定した活動量に著しく足りない(40%未満)

(2)事業は意図した成果を上げているか(「成果指標の達成率」、「成果指標によらない成果」から事業の成果を判断)		
数値判定	成果に係る一次評価	成果に係る一次評価の考え方 必ず記載すること
H27年度成果指標の達成率		H27年度は、流域下水道普及率の目標値である56.6%に対し、実績値は56.6%と目標を達成(達成率100%)しており、意図した成果をほぼ上げている。
	b	

a: 意図した成果を十分に上げている(120%以上) b: 意図した成果はほぼ上げている(80%以上120%未満) c: 意図した成果は十分ではないが、対象や方法の改善により成果の向上が見込める(40%以上80%未満) d: 意図した成果が十分でなく、成果を上げる方法も見あたらない(40%未満)

見直しの必要性(平成29年度に向けた改善等の考え方)

一次評価(担当部局評価結果)		
見直しの必要性	説明	以外の判断項目
無	本県全体の下水道普及率は64.9%(H27年度末)と全国平均77.6%(H26年度末)と比べ依然として低く、流域下水道に限っては56.6%(H27年度末)とさらに低い状況にある。 下水道後進県である本県が、急峻な地理的条件の中で流域下水道を整備するためには、流域下水道の計画区域内住民の下水道への理解や関連市町村間の円滑な意見調整が不可欠であり、そのために流域下水道管理者である県が関与し、その普及促進を図る必要がある。 こうした中、下水道普及率については、H16年度からの10年間で、全国平均が68.1%から77.6%と9.5ポイントの増加(伸び率14%)、山梨県全体では51.6%から64.4%と12.8ポイントの増加(伸び率25%)であるのに対し、流域下水道は41.1%から56.1%と15ポイントも増加(伸び率36%)しており、これまでの県と関連市町村が一体となって行ってきた普及啓発活動に一定の成果が見られる。	

・「以外の判断項目」の欄
a: 目的の達成 b: 新たな課題への対応 c: 対象の変化 d: ニーズの変化 e: 法律・制度の改正 f: 民間等実施 g: 市町村等へ移管 h: 外部委託
i: 経費節減 j: 類似事業と統合・連携 k: 所要時間の縮減 l: プロセスの改善 m: その他

二次評価(担当部局再評価結果) 行政評価アドバイザー会議(外部評価)での指摘事項を踏まえた担当部局による再評価		
見直しの必要性	説明	以外の判断項目

・「以外の判断項目」の欄は、上記と同様とする

見直しの方向(平成29年度当初予算等での対応状況)

見直しの方向	具体的な実施計画等	「見直しの必要性」と「見直しの方向」が異なる場合は、その理由も記載すること
予算要求時に記入 予算編成後に修正等		

・見直しの方向は、「廃止」「一部廃止(施設については「譲渡」)」「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から選択し、見直しの必要性を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること
・見直しがない場合は「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること

自主点検シート(事業の内容及び所要時間)に関する附属資料

様式2

所属名:都市計画課下水道室

細事業名:流域下水道普及活動推進事業費補助金

調書番号:14

事業の内容を細分化した業務名	具体的な業務プロセス(手順)	業務の時期(フロー)	H27 所要時間 (h)	H28 所要時間 (h) A	H29 所要時間 (h) B	縮減等 B - A	具体的業務の見直しの内容	見直しに至った理由等 (又は見直しなしの理由等)
1 補助金交付関係事務 (直接分)	事業費の執行に関する説明	5~6月	2	2	2	0	なし	業務上必要なプロセスであり、最短の所要時間で処理しているため
	支出負担行為作成	7月	1	1	1	0	なし	
	交付決定	7月	1	1	1	0	なし	
	支払い事務	10月	1	1	1	0	なし	
	実績報告審査・額の確定通知	4月~5月	1	1	1	0	なし	
(小計)			6	6	6	0		
2 各種会議出席 (間接分)	総会	4月~6月	32	28	24	4	出席者の削減	担当者以外の出席者を調整することで対応可能なため
	幹事会	4月~6月	36	20	16	4		
	業務研究会	通年	32	32	32	0	なし	必要最低限の担当者のみが出席しているため
						0		
						0		
(小計)			100	80	72	8		
3 下水道まつり開催 (間接分)	担当者打合せ	4月・6月	20	20	20	0	なし	市町村担当者等と合意形成を図る上で必要最低限の時間であるため
	物品購入	6月	4	4	4	0	なし	業務上必要なプロセスであり、最短の所要時間で処理しているため
	該当キャンペーン	9月	12	12	12	0	なし	当日のスタッフとして必要な人員を確保する必要があるため
	開催準備	9月	80	80	80	0	なし	
	開催	9月	192	192	192	0	なし	
(小計)			308	308	308	0		
所要時間 (計)			414	394	386	8		

(留意事項)

- 1 事業を細分化した業務名は、事務事業を構成する業務ごとに細分化し、その業務名を記載すること。
- 2 具体的な業務プロセス(手順)は、できる限り多くのプロセスを記載すること。
- 3 業務の時期は、業務のフローがわかるように具体的な業務プロセスごとに記載すること。(毎月、四半期ごとの業務等は、その1サイクルの期間を記載すること。)
- 4 各年度の所要時間(計)は、事務事業自主点検シートの「事業の目標、実施状況等」の「所要時間計」と一致すること。
- 5 具体的業務の見直しの内容は、わかりやすく簡潔に記載すること。(県民から見て分かりやすい表現とすること。)なお、見直しがない場合は、「なし」と記載すること。
- 6 見直しに至った理由または見直しなしの理由は、詳細に記載すること。(具体的な業務プロセスごと、または細分化した業務ごとに記載すること。)
- 7 適宜、業務内容に合わせ、行を加除して記載すること。(複数ページ可)

流域下水道普及活動推進事業費補助金の概要

都市計画課下水道室

1. 流域下水道事業について

定義：2つ以上の市町村の流域関連公共下水道からの下水を、当該市町村の行政区域を越えて排除するための幹線管渠、ポンプ場、終末処理場を有し、都道府県が管理するもの。

概要：・4流域（事業開始年度 富士北麓 S50～、峡東 S52～、釜無川 S61～、桂川 H5～）
 ・処理場数4、ポンプ場数16、幹線管渠総延長227km
 ・関連市町村数20、計画処理人口526,872人

管理者：山梨県知事（下水道法第25条の10）

会計：流域下水道事業特別会計（地方自治法第209条2、地方財政法第6条）

維持管理：流域毎の3カ年の維持管理計画である「財政計画」に基づき、市町村負担金を充てて運営

建設改良：幹線管渠整備率 富士北麓 100% 峡東 99.4% 釜無川 100% 桂川 90%

2. 事業概要

目的：流域下水道事業における関連市町村間の調整を図り、下水道の必要性に対する住民の理解を深め、下水道の普及促進につなげる。

実施根拠：流域下水道普及活動推進事業費補助金交付要綱

補助対象：普及啓発活動に係る経費

ア) 下水道普及啓発活動

街頭PR、下水道まつり（県、公社、推進協議会共催）経費負担、個別訪問等による普及啓発

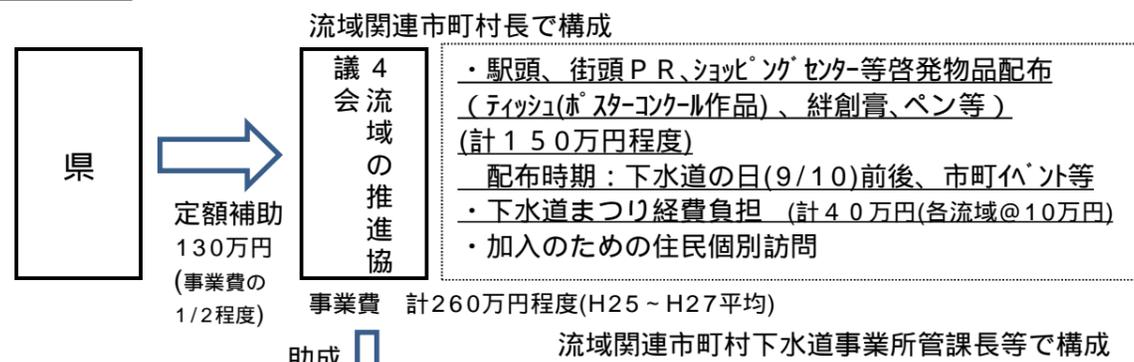
イ) 業務研究会への助成

各流域関連市町村担当者の研修、課題研究、意見調整

補助率及び補助額：定額（事業費の概ね1/2） 計1,300千円

- ・富士北麓流域下水道推進協議会（1市1町2村） 310千円
- ・峡東流域下水道推進協議会（4市） 310千円
- ・釜無川流域下水道推進協議会（4市3町） 355千円
- ・桂川流域下水道推進協議会（4市1町） 325千円

3. 事業のフロー



【下水道まつり】
 ・主催：県、推進協議会、（公財）下水道公社
 ・開始：S60～ ・主にマイホーム世代を対象に下水道に特化した唯一のまつり、下水道の日(9月10日)に合わせ流域毎に持ち回りで実施
 ・内容：浄化センター施設見学、微生物観察、模擬店、下水道製品展示等 参加人数：1200人～1400人

・駅前、街頭PR、ショッピングセンター等啓発物品配布（ティッシュ(ホスターコンクール作品)、絆創膏、ペン等）
 (計150万円程度)
 配布時期：下水道の日(9/10)前後、市町イベント等
 ・下水道まつり経費負担 (計4.0万円(各流域@1.0万円))
 ・加入のための住民個別訪問

・先進地視察研修
 下水道展（日本下水道協会主催）東京都「虹の下水道館」等
 ・共通課題の研究
 太陽光発電の活用等
 (上記計70万円程度)

4. 制度創設の経緯

流域下水道（県）と流域関連公共下水道（市町村）との連携を円滑にし、流域下水道の建設推進と河川等の公共用水域の水質保全による県民の生活環境の改善を目的に4流域毎に順次制度化。

下水道事業の推進・普及啓発、水洗化の促進

研修を通じた下水道事業担当者の技術向上

S51～：富士北麓流域下水道推進協議会 760千円

S52～：峡東流域下水道推進協議会 800千円

S52～：釜無川流域下水道推進協議会 720千円

H5～：桂川流域下水道推進協議会 500千円

計2,780千円

5. これまでの見直し経過

○H15：政策アセスメントの結果、補助対象を普及啓発事業費に限定

○H16：県と市町村の役割分担の見直し

・下水道管理者としての立場から補助対象を普及啓発関係の事業に限定

・各推進協議会への交付額 基礎割と市町村数割を基に算定（合併前の数を基準）

補助額 1,652千円（別途研修負担金計上24万円(@6万円×4流域))

○H17：4流域で区分されている補助金を統合

・各推進協議会への交付額 基礎割と市町村数割を基に算定（合併後の数を基準）

補助額 1,472千円（別途研修負担金計上8万円(@2万円×4流域))

○H22：補助対象経費のうち「下水道まつり関連経費」を「普及啓発費」に統合し縮減

補助額 1,315千円（研修負担金はH21に廃止）

○H23：合併による市町村数の減に伴う縮減（釜無川流域）

補助額 1,300千円

○H27：行政評価（内部評価）の結果、H28年度中に、より効果的な普及啓発の手法を検討。

6. 今後の方向性

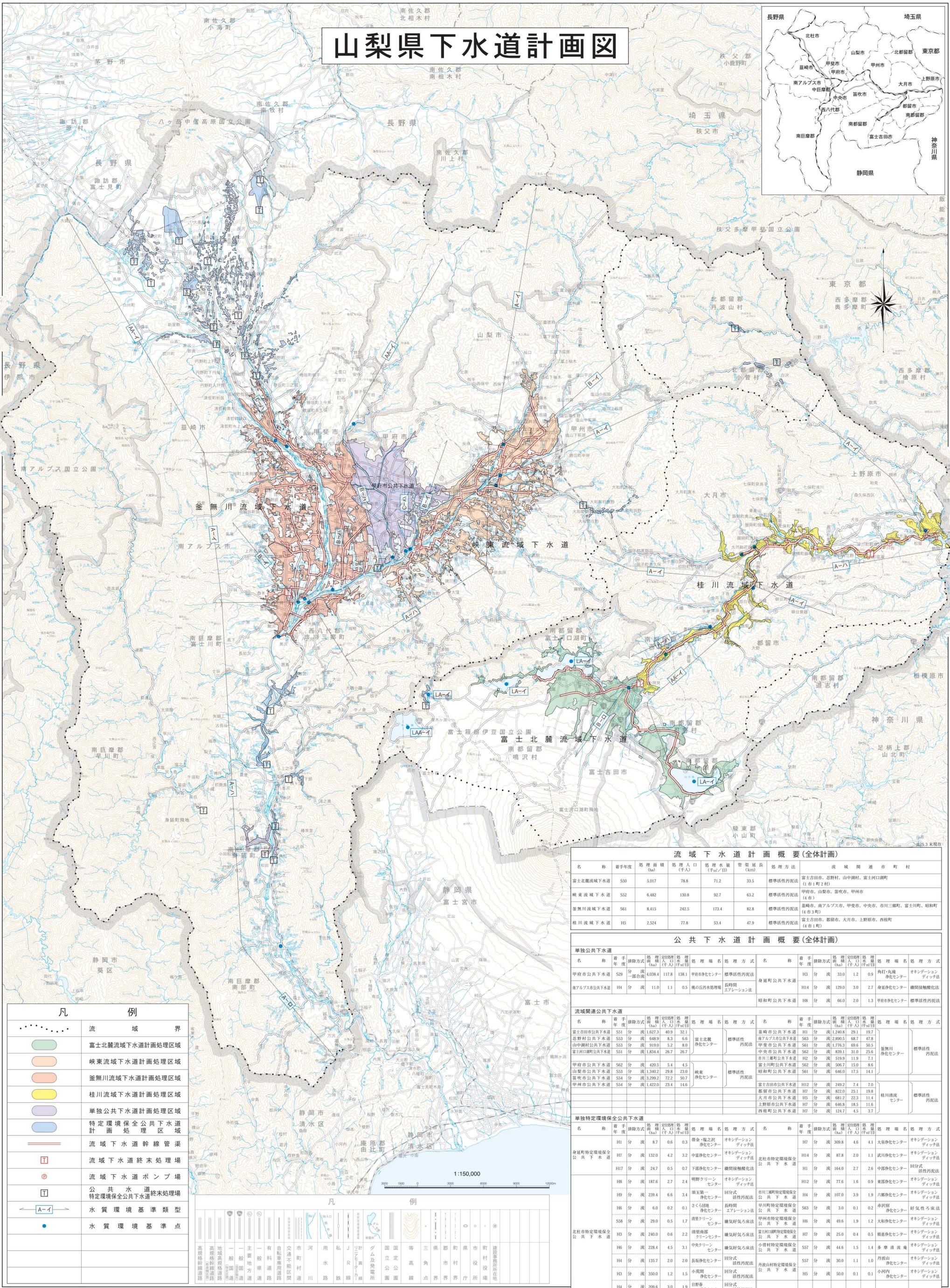
他の下水道普及啓発関係補助金との比較

区分	流域下水道普及活動推進事業費補助金	公共下水道普及促進費補助金
目的	流域下水道及び関連公共下水道の建設推進	財政援助を通じた公共下水道事業の促進
始期	昭和51年度～	平成3年度～
補助対象	各流域下水道推進協議会	公共下水道事業実施市町村（H27：11市町村＝クリーン処理率：82%未満）
補助対象経費	普及啓発物品購入費、下水道まつり負担金、研修費等	公共下水道整備に係る人件費、公債費、普及啓発費等
補助率	定額	国補事業 2.5%、単独事業 2.5%
補助額	H27予算 1,300千円	H27予算 74,161千円
普及率（H26末）	56.1%（流域関連）	64.4%（県全域）
	77.6%（全国）	

今後の方向性

- ・「水」ブランドを売りものとする本県においては、下水道の普及促進を通じた水質保全是不可欠。
- ・流域下水道の普及率56.1%は、全国平均の77.6%、さらには県全域の64.4%よりも低い。
- ・普及率の過去10年間の推移は、全国平均14県、県全域25県に対し、流域は36県と高い。
- ・以上から、本補助制度は、流域下水道の普及率向上に一定の役割を果たすとともにその成果に有意な点が認められるため、管理者である県において、引き続き鋭意取り組んでいく必要がある。

山梨県下水道計画図



流域下水道計画概要(全体計画)

名称	着手年度	処理面積 (ha)	処理人口 (千人)	処理水量 (千m ³ /日)	管渠延長 (km)	処理方法	流域関連市町村
富士北麓流域下水道	S50	5,017	78.8	71.2	33.5	標準活性汚泥法	富士吉田市、忍野村、山中園村、富士河口湖町(1市1町2村)
峡東流域下水道	S52	6,482	130.8	92.7	63.2	標準活性汚泥法	甲府市、山梨市、笛吹市、甲州市(4市)
釜無川流域下水道	S61	8,415	242.5	173.4	82.8	標準活性汚泥法	南アルプス市、甲斐市、中央市、市川三郷町、富士川町、昭和町(4市3町)
桂川流域下水道	H5	2,524	77.8	53.4	47.9	標準活性汚泥法	富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、西桂町(4市1町)

公共下水道計画概要(全体計画)

単独公共下水道				流域関連公共下水道			
名称	着手年度	処理面積 (ha)	処理人口 (千人)	名称	着手年度	処理面積 (ha)	処理人口 (千人)
甲府市公共下水道	S29	4,038.4	117.8	甲府市公共下水道	H3	33.0	1.2
南アルプス市公共下水道	H4	11.0	1.1	南アルプス市公共下水道	H14	129.0	3.0
昭和町公共下水道	H8	66.0	2.0	昭和町公共下水道	H8	66.0	2.0

単独公共下水道				流域関連公共下水道			
名称	着手年度	処理面積 (ha)	処理人口 (千人)	名称	着手年度	処理面積 (ha)	処理人口 (千人)
富士北麓市公共下水道	S51	1,627.5	48.9	富士北麓市公共下水道	H11	1,240.8	28.1
忍野村公共下水道	S53	648.9	8.3	忍野村公共下水道	S63	2,890.5	68.7
山中園村公共下水道	S53	919.0	5.2	山中園村公共下水道	S61	1,776.3	69.6
富士川町公共下水道	S51	1,834.4	26.7	富士川町公共下水道	S62	839.1	31.0
甲府市公共下水道	S62	420.5	5.4	甲府市公共下水道	H12	519.9	11.9
山梨市公共下水道	S53	1,340.2	29.8	山梨市公共下水道	S62	506.7	15.0
笛吹市公共下水道	S54	3,299.2	72.2	笛吹市公共下水道	S61	646.0	17.5
甲州市公共下水道	S54	1,422.0	23.4	甲州市公共下水道	H12	249.2	7.4
都留市公共下水道	H11	822.0	25.1	都留市公共下水道	H7	422.0	25.1
大月市公共下水道	H5	681.2	22.3	大月市公共下水道	H5	681.2	22.3
上野原市公共下水道	H7	646.8	18.5	上野原市公共下水道	H7	646.8	18.5
西桂町公共下水道	H7	124.7	4.5	西桂町公共下水道	H7	124.7	4.5

単独特定環境保全公共下水道				流域特定環境保全公共下水道			
名称	着手年度	処理面積 (ha)	処理人口 (千人)	名称	着手年度	処理面積 (ha)	処理人口 (千人)
身延町特定環境保全公共下水道	H1	8.7	0.6	北杜市特定環境保全公共下水道	H7	308.8	4.6
H7	132.0	4.2	3.2	H14	87.8	2.0	1.1
H17	24.7	0.5	0.7	H1	164.0	2.7	2.6
H8	187.6	2.7	2.4	H12	77.6	1.6	0.9
H9	239.4	6.6	3.4	H4	107.0	3.9	1.9
H6	6.0	0.2	0.1	H6	3.0	0.1	0.2
S58	29.0	0.5	0.7	H6	49.6	1.9	1.2
H3	240.0	6.6	2.2	H7	25.0	0.4	0.5
H6	238.4	4.5	3.1	S57	44.6	1.5	1.4
H4	135.7	2.0	2.0	S57	30.0	1.1	1.0
H3	350.0	1.2	1.5	H5	50.0	0.1	0.1
H4	209.6	3.0	1.9				

凡例

- 流域界
- 富士北麓流域下水道計画処理区域
- 峡東流域下水道計画処理区域
- 釜無川流域下水道計画処理区域
- 桂川流域下水道計画処理区域
- 単独公共下水道計画処理区域
- 特定環境保全公共下水道計画処理区域
- 流域下水道幹線管渠
- 流域下水道終末処理場
- 流域下水道ポンプ場
- 公共下水道終末処理場
- 特定環境保全公共下水道終末処理場
- 水質環境基準類型
- 水質環境基準点

1:150,000

流域下水道普及活動推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、流域下水道推進協議会(以下「推進協議会」という。)が行う下水道建設推進事業に対して予算の範囲内において流域下水道普及活動推進事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金交付の対象)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、推進協議会が行う次に定める事業とする。

- (1) 流域下水道の建設推進に関する事業
- (2) 関連公共下水道の建設推進に関する事業
- (3) 上記に付帯する事業

(補助対象経費及び補助額)

第3条 補助対象経費は、前条に規定する事業に要する経費とし、補助額は定額とする。

(補助金交付の申請)

第4条 推進協議会が補助金の交付の申請をしようとするときは、補助金交付申請書(第1号様式)を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査の上、交付すべき補助金の額を決定し、交付決定通知書により推進協議会に通知するものとする。

(申請事項の変更)

第6条 推進協議会は、補助事業の内容を変更(軽微な変更を除く。)しようとするとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、変更(中止・廃止)承認申請書(第2号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項に規定する軽微な変更とは次のとおりとする。

- (1) 補助事業等に要する経費の配分に係る軽微な変更
補助事業の各費目相互間におけるいずれか低い額の20%以内の経費の配分の変更
- (2) 補助事業等の内容に係る軽微な変更
補助事業等の執行過程で生じた事情による事業内容の変更で、その内容が軽微であり、補助金交付申請書に記載した補助事業の内容の趣旨を逸脱しないもの

(実績報告)

第7条 推進協議会は、補助事業が完了した日若しくは第6条の規定による補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書(第3号様式)を知事に提出しなければならない。

(補助額の確定)

第8条 知事は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、額の確定通知書により推進協議会に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 補助金は、前条の規定による額の確定後、交付するものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払いをすることができる。

2 前項の規定により、推進協議会が補助金の概算払いを受けようとするときは、補助金概算払請求書(第4号様式)を知事に提出しなければならない。

(書類の保管)

第10条 推進協議会は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。